

第三者に当たらない場合 (第23条第4項)

委託先への提供 (第1号)

(例) データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合

百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合 など

() 個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。

合併等に伴う提供 (第2号)

(例) 合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合

営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合

() 譲渡後も、個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

グループによる共同利用 (第3号)

(例) 金融機関の間で、延滞や貸倒等の情報を交換する場合

観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合

() 共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。